

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社アドバンスト・メディア
【英訳名】	Advanced Media, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 一行
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営企画部長 吉田 一也
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長長谷川一行は、当社及び関係会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長長谷川一行は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、当社グループについて、必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、重要性が乏しい事業拠点を除き、すべての事業拠点について評価の対象とし、評価の対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、関連文書の閲覧及び記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用の状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスに係る内部統制については、財務報告に対する量的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価の結果を踏まえ、その評価の範囲を合理的に決定することとし、連結財務諸表の売上高に占める当社の売上高が当該売上高の概ね3分の2を超過していることから、当社を重要な事業拠点として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」、「売掛金」、「売上原価」、「棚卸資産」、「ソフトウェア」及び「研究開発費」に係る当社の業務プロセスを評価の対象といたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、各プロセスを分析した上で、各プロセスにおけるリスクを抽出し、当該リスクに対するコントロールを定め、各プロセスの関係者への質問、関連文書の閲覧及び記録の検証等の手続を実施することにより、それぞれのコントロールについての整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長長谷川一行は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。